府 中 市 学 校 教 育 プ ラ ン 2 1 (府中市学校教育推進計画)

府中市教育委員会

新しい時代の教育行政の振興を図る 府中市学校教育プラン21の策定にあたって

教育長 新海 功

2 1世紀を迎えて、国際化・情報化の進展、少子・高齢化の進行、価値観の 多様化など、社会の急激な変化に伴い、様々な分野において大きな改革が求め られています。教育においても、社会の変化に適切に対応した教育の実現への 期待がかつてないほど高まりを見せています。

国においては、「21世紀教育新生プラン」など、様々な教育施策を示すとともに、必要な法改正を行うなど、教育改革を実行しつつあります。

このような教育を取り巻く社会の状況を見据え、府中市教育委員会においては、完全学校週5日制や新学習指導要領の実施を踏まえるとともに、新たな視点と中・長期的展望に立ち、21世紀に本市がめざす教育行政の指針となる、「府中市学校教育プラン21(学校教育推進計画)」を策定いたしました。

この計画では、「心豊かで たくましい子ども」を、育てたい子ども像として 位置づけています。一人一人が充実した人生を築くうえでもっとも大切な「豊かな心」をはぐくみ、「たくましく生きる力」を培うために、市民のニーズをとらえながら、学校教育をより一層推進することにより、個に応じた教育の充実 を図ることを重視しました。

この育てたい子ども像の達成のためには、学校、家庭、地域社会が連携協力し、一体となって人づくりを進めていくことが必要です。そのため、施策の実施に当たっては、学校、家庭、地域、関係諸機関等と、市教育委員会の連携を図るとともに、市民の皆様の幅広いご理解とご協力を得、本市の恵まれた教育環境を生かしながら、計画の着実な実現に向けて、全力で取り組んでまいります。

終わりに、本計画の策定にあたり、広い視野に立っての貴重なご意見をいただきました学校教育プラン21協議会の委員の皆様をはじめ、関係各位及び市民の皆様に対し、厚くお礼を申し上げます。

平成15年3月

目 次

第1章	学校教育プラン 2 1 の基本的な考え方	5
第1節	策定に当たっての基本的な考え方	6
1	策定の趣旨	6
2	計画の性格	7
3	計画期間	7
4	四半世紀を洞察する	7
5	子どもたちの生活と家庭や地域の現状に立脚する	8
第2節	子ども、学校、家庭・地域、社会の教育上の諸問題	9
1	子ども	9
2	学校	10
3	家庭・地域	10
4	社会	11
第3節	学校教育プラン21を策定する視点	12
1	子どもの視点	13
2	家庭・地域の視点	13
3	社会の視点	14
第2章	基本理念と子ども像	15
第1節	基本理念	16
第2節	育てたい子ども像	17
祭っ立	労物を全国に与けて	40
第3章	学校教育の展開に向けて	18
第1節	たくましい府中っ子になろう	19
1	幼児教育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
2	体験活動の推進	22
3	心の教育の推進	23
4	子どもの健康づくりの推進	24
5	食教育の充実	25
第2節	自ら学ぶ子どもになろう	27
1	基礎・基本の徹底	28
2	個に応じた教育の充実	30

第3節	オンリーワンの学校をつくろう	32
1	学校の自主性、自律性の確立	33
2	特色ある教育活動の推進	34
3	開かれた学校づくり	35
第4節	子どもに合った学校を選ぼう	37
1	学校選択制	38
2	一人一人の子どもの適性を生かす学校づくり	39
3	心身障害教育の充実	40
第5節	学校から文化を発信しよう	41
1	市民開放型の部活動への転換	42
2	文化発信型の学校開放事業	43
第6節	府中を愛する、府中の教員を育てよう	44
1	教員の資質の向上	46
2	府中独自の教材の開発	47
3	教職員による地域との連携	48
第7節	ゆとりある教育環境を整備しよう	49
1	教育環境の充実	50
2	学校施設の整備	51
第8節	教育委員会は学校のパートナー	53
1	開かれた教育行政の推進	54
2	学校への支援と連携	55
第9節	ふるさと府中で活きる子どもを育てよう	56
1	地域の人材の活用	57
2	学びの場の整備	58
3	伝統文化の尊重と教材としての活用	59
4	国際理解教育の推進	60
第 10 節	子どもを愛する親になろう	61
1	相談機能の充実	62
2	PTAは学校のパートナー	64
3	心の通う温かな家庭づくりの推進	65
第4章	計画の推進に当たって	66
第1節	庁内の推進体制の整備	67
第2節	関係機関との連携体制	68
第3節	市民参加による教育の推進	68

第1章

学校教育プラン21の基本的な考え方

第1節 策定に当たっての基本的な考え方

第2節 子ども、学校、家庭・地域、社会の教育上の諸問題

第3節 学校教育プラン21を策定する視点

第1章 学校教育プラン21の基本的な考え方

第1節 策定に当たっての基本的な考え方

1 策定の趣旨

児童・生徒が生涯にわたり、創造性豊かな人生を送るためには、人間形成の基礎となる時期に、自ら考え行動し、意欲的に学び続ける「自己教育力」を身に付けることにより、生きる力をはぐくむことが大切です。

幼児教育及び小・中学校における義務教育は、生涯学習の基礎となるものであり、豊かな個性や社会性を培うための基礎的、基本的事項を習得し、真の学力を身に付け、健やかで、たくましい心身を育てるために、極めて重要な役割を担っています。

高度情報化、国際化などにより急速に変化する社会の中で、社会経済構造の改革などの新たな社会システムを構築する動きが生じ、同時に、人々の意識や価値観も多様化している今日、教育にかけられた期待は、一層増しているといえます。

そこで、「第5次府中市総合計画」に掲げられた本市が目指すべき都市像である「心ふれあう 緑ゆたかな 住みよいまち」の実現を目指し、これらの社会変化に的確に対応していくために、新しい時代の本市の教育行政の確立を目指して、府中市学校教育推進計画である学校教育プラン21を策定するものです。

2 計画の性格

- (1)この計画は、「第5次府中市総合計画」及び「生涯学習推進計画」との整合性を確保しながら、21世紀の社会を展望し、本市の教育の基本理念と施策の方向性などを示すものです。
- (2)この計画は、国の各種審議会の答申や報告、学習指導要領、東京都の「東京構想2000」及びこれらに基づく施策との整合性に配慮しながら、 策定したものです。
- (3) この計画は、憲法をはじめ各種の教育法規を基盤とし、地方分権や規制 制緩和の利点を生かし、教育理念からその方策まで、市民に分かりやすい 計画として策定し、市民の理解と協力、参画を求めるものです。

3 計画期間

この計画の計画期間は、「第5次総合計画」に合わせて、平成15年度(2003年度)を初年度とし、平成25年度(2013年度)までの11年間とします。

4 四半世紀を洞察する

2 1世紀は、先行き不透明な時代といわれますが、科学技術の発達や高度情報社会の実現により、今まで不可能と思われていたことが可能になるなど、世界的な規模で社会の姿が大きく変ぼうを遂げていくことが予想されます。一方で、地球環境問題、エネルギー問題、食料問題などの人類の生存基盤を脅かす問題もさらに増加すると推察されます。

このことは、2 1世紀が人類にとって厳しい危機の時代であることを意味するだけではなく、我々に「地球環境の改善を図り、人類がともに平和と幸福を享受して生きていける世界を創っていく。」という、夢のある大きな課題が与えられているととらえることもできます。先行き不透明ではありますが、暗闇ではなく、明るい日差しが差し込むことを大いに期待したいものです。

わたしたちの目の前にいる子どもたちは、この21世紀を生きていきます。 地球規模の課題に勇気をもって取り組み、世界に信頼される日本人として、生 きて欲しいと願わざるを得ません。

しかし、社会は予想を超える速さで変化しています。いたずらに今後の10 0年を推測するより、直面するであろう25年を洞察して、子どもたちにどの ような教育をすべきかを考えました。

5 子どもたちの生活と家庭や地域の現状に立脚する

市民だけでなく、国民の教育への関心は高まっています。その背景には、 混とんとする社会を変革させようとする教育への期待や、行き詰まったと思 わせる公教育に対する人々の批判などの様々な要望があります。

学校教育に対しては、市民の個々の思いがあります。それは、それぞれの文化や歴史に根ざすものであり、さらに今日においては諸外国の教育の影響を受けて、一層多様化しています。しかし、教育に対する考えは、子どもたちの現状に基づかなければ空理空論になります。そこで、子どもたちの生活と家庭や地域の現状に立脚して、21世紀の府中の教育を考えました。

第2節 子ども、学校、家庭・地域、社会の教育上の諸問題

1 子ども

子どもは、幼稚園児、小学生、中学生と成長するに従って、あるいは生育 歴や環境などによって、様々な態様を示します。

総じていえば、現代の子どもの良い面として、「人生を楽しく過ごすこと・遊び心」、「センスの良さ・スマートさ・流行への敏感さなどの感性の豊かさ」、「国際交流など異なる文化を受け入れる柔軟さ」、「自分の意見を堂々と述べる率直さ」、「社会参加や社会貢献に対する意欲」などを挙げることができます。

また、子どもの問題点としては、「ゆとりのない忙しい生活で失われた生活体験・自然体験の不足」「人間関係を結べないことによる社会性の不足」「規範意識の低下などにより利己的・享楽的な態度をとることや倫理観の不足」「自分の将来像を描けないことによる自立の遅れ」、「健康・体力の問題」などを挙げることができます。

学校生活の中でも中・高校生の学校生活への満足度の低下、いじめの問題、 不登校児童生徒の増加などの憂慮すべき状況が見られます。

特に、悲しみの感性の希薄化、失われた情熱や冷やかな現実認識、乏しくなりつつあるたくましさ、忍耐心や責任感の欠如は、未来を担っていく者としては憂慮されるべき大きな問題です。

2 学校

日本の教育は、戦後、学校における義務教育を中心に成果を上げてきました。秩序正しく統制のとれた指導の展開は、日本の伝統的な指導法ですが、画一化の傾向が強いとの批判が高まってきました。また、学校におけるいじめや不登校の問題などもあり、学校教育への信頼が揺らいでいます。これらに対応するために、学校は「ゆとりと充実」をキーワードに完全学校週5日制の導入や教育課程の改善などを行い、学校運営においても職員会議の位置付けを明確にするなど様々な改革を行ってきました。

これからの学校は、個性重視の意見やそのねらいを達成するために、また、 学校の自主性・主体性を確立するために、各学校において特色のある教育を 創造することが大切です。

さらに、生涯学習社会の到来とともに、地域やふるさと意識を育てる、地域に根ざした学校を構築することが必要になります。

そして、これらの課題の解決と学校教育の使命を果たすためには、「教育は人なり」といわれるように、教員の意識改革と資質の向上が鍵になります。 教員は、子どもたちと保護者、そして地域の人々と運命共同体であることを 認識して、それぞれの学校の教育に携わることが重要です。

3 家庭・地域

家庭は、学校生活や社会生活を営むうえでの基盤であり、子どもたちの成長にとって重要な意味をもっています。受容し合う人間関係の中で芽生える自己愛と他者への思いやり、あいさつなどの礼儀や基本的な生活習慣など、家庭生活の中で子どもが学ぶことは数え切れません。昨今、家庭の教育力の

低下が指摘されていますが、多くの家庭では、あるがままの子どもをとらえ、 時には優しく、時には厳しく、愛情をもって子どもたちを育てています。

しかしながら、一方では、児童虐待や過保護、過干渉など、家庭教育にかかわる問題も増加しています。その背景としては、核家族化により、子育てについての相談相手が身近にいないために、子育てに対する自信がもてないこと、少子化により子どもに手を掛けすぎてしまうことなどが考えられます。これらのことにより、子どもの家庭での存在感が希薄化し、自尊感情をもてないまま成長してしまうおそれがあります。

地域では、地縁的な地域社会の教育力が低下しており、子どもの社会性の育成が十分ではない傾向が見られます。しかし、地域社会が子どもたちのかかわりを拒否しているわけではありません。近年とみに高齢者や地域の人々が教育にかかわろうとして、学校支援ボランティア活動に参加するなど、その熱意や意欲が高まっています。

4 社会

戦後50年以上が経過して、我が国の社会は混乱期から高度成長期、そして、いわゆるバブル経済期などを経て、現在に至っています。この間の行きすぎた平等主義や価値観の多様化などにより、モラルが大きく低下しているといわざるを得ません。

そのような中でも、人間としての在り方、生き方を正しく見つめ、責任感をもった大人として生活している者は多いものの、雇用の減少や景気の低迷の影響などを受け、若年層にも、利己的、享楽的、せつな的、拝金的風潮が目立ち、まじめさや努力を軽視する傾向があることは、憂慮すべき事態です。

一方で、大人の中にも子どもたちの問題行動などに対して見て見ぬ振りをして、子どもに伝えるべき価値に自信がもてない者も多く見受けられます。これらの行為は、子どもたちに見透かされ、大人としての、あるいは人生の先輩としての尊敬や信頼を得られない一因となっています。

このような状況は、まさしく中央教育審議会(平成10年3月)でいう「次世代を育てる心を失う危機」です。この危機を回避するには、大人が率先してこれらの風潮を是正し、社会全体のモラル低下を問い直しながら、ひたむきに生きる社会に変えていくことが大切です。そして、子どもたちに豊かな人間性をはぐくむことを追求しなければなりません。

第3節 学校教育プラン21を策定する視点

学校教育には、普遍的な課題と社会の変化に応じた課題があります。普遍的な課題は、子どもたちが生涯学習の基礎となる学力を身に付けることであり、また、豊かな人間性や他者と協調できる資質や態度を育てることです。社会の変化に応じた課題は、国際化、情報化など社会の変化に的確・迅速に対応できる資質を育てることにありますが、子どもの現状を見ると、「生きる力」を身に付け、新しい時代を切り開く積極的な心を育てることがより大きな課題になっています。

「生きる力」とは、生命力を根幹としますが、ここでは21世紀社会に生きる力で、自ら学び、自ら考える力、自立し他者と協調し思いやる心、そして、その基盤となる健康や体力などと考えます。まさしく全人的な力ととらえています。これらは、生きていくための「知恵」であり、21世紀の社会で「自分探

しの旅」を続ける力です。

また、「生きる力」をはぐくむには、子どもたち一人一人の個性や能力、そして自主性・主体性が大きな力になります。しかし、それを育てるには、学校、家庭・地域、社会の責任ある教育と連携や補完が必要になります。課題となっている生活体験や自然体験などの機会を増やすことが必要であり、社会全体の「ゆとり」を確保することが大切になります。特に、「三間」と言われている「時間」、「空間」、「仲間」が減少している背景には、社会全体の影響が大きいと思われます。わたしたちは、「次世代を育てる心を失う危機」を乗り越えて、新しい社会を築いていくため、子どもたちに「生きる力」をはぐくむ最善の努力をしなければなりません。

1 子どもの視点

これからの学校教育を構想するときに、現在の子どもたちの置かれている 現状、将来の我が国を背負っていく子どもたちに必要な資質・能力などに視 点をおき、物理的、精神的、人的に望ましい環境を整えることが重要です。 また、子どもたち自身も、自己と社会の将来に夢をもち、個性を開花させる という意欲が必要です。

2 家庭・地域の視点

学校教育を活性化させるためには、地域の教育力を活用することが必要です。保護者や地域の人々が、「参加」から「参画」へと、子どもたちを中心とした輪を広げていくことが大切です。そのためには、まず、学校、家庭、地域がそれぞれの垣根を取り払い、互いの情報を共有し、理解し、信頼し合うことが重要となります。また、子どもの教育を通して、ともに学びともに成

長するための仕組みづくりが求められています。

3 社会の視点

学校教育が社会の要請にこたえるためにも、社会の人々の協力が必要です。 子どもは社会の宝です。すべての大人が子どもの存在を認め、健やかな成長 のために援助を惜しまず、すべての子どもを守っていく社会を築くことが重 要です。そのためには、すべての大人が大人としての自覚と正しい判断力を もつことが必要です。

第2章

基本理念と子ども像

第1節 基本理念

第2節 育てたい子ども像

第2章 基本理念と子ども像

第1節 基本理念

学校教育プラン 2 1 の基本理念は、「**誇りをもてるふるさと府中を創り、世界** に活躍する府中っ子を育てる」です。

この理念には、「ふるさと府中を創る子どもを育てる」と「世界で活躍するたくましい子どもを育てる」という2つの要素が含まれています。

ふるさとは人と人との心のつながりを生み出し、人々が互いに理解し尊重 し合う土壌となるものであり、そこではぐくまれた文化は、心豊かで質の高 い性質と精神的な満足感をもたらす心のよりどころとなるものです。生まれ 育った土地の文化とのふれあいは人間形成や人間としての「誇り」を育てる うえで大きな意味をもっています。

長い歴史と伝統に培われてきた府中の文化と府中で生まれ育ったことに誇りをもつことは、豊かな人間性をはぐくむことであり、子どもたちの生きる力を育てるとともに、次の世代へ継承していくために、自らが誇りをもてる府中を創る子どもを育成していきます。

広く国際社会において活躍する子どもたちになるよう、知・徳・体の調和 のとれた府中っ子を育成していきます。

第2節 育てたい子ども像

精神の荒廃が指摘され先行き不透明で変化の激しい21世紀にあって、子どもたちに求められているのは、未来を切り開いていく活力の基盤となる豊かな心とたくましく生きるための健康や体力です。すなわち、豊かな発想や感性をもち、美しいものや自然に感動する心、正義感や公正さを重んじる心、自らを律し周囲の人々と協調し他人を思いやる心、そして、生命や人権を尊重する心などがあり、それらの人間性を支え、自分らしさを発揮するための健康や体力を持ち合わせていることです。

これからの学校教育においては、互いを認め合い、受け入れていく中で、相手の立場に立って物事を考え行動することのできる心の広さ、深さ、優しさなどを備えた人間性あふれる人づくりが求められています。

また、発達・発育の著しいこの時期に生涯にわたる心身の健康の保持・増進に必要な知識、能力、態度及び生活習慣を身に付けることを通じ、たくましく生きる意志と意欲、価値観を形成するなどにより、「生きる力」をはぐくむ必要があります。

本市には美しい緑あふれる自然環境と、思いやりあふれる温かな人情を受け継ぐ土壌があります。

そこで、育てたい子ども像として「**心豊かで たくましい子ども**」を掲げ、 市民が一丸となって取り組んでいきます。

第3章

学校教育の展開に向けて

第1節 たくましい府中っ子になろう

第2節 自ら学ぶ子どもになろう

第3節 オンリーワンの学校をつくろう

第4節 子どもに合った学校を選ぼう

第5節 学校から文化を発信しよう

第6節 府中を愛する、府中の教員を育てよう

第7節 ゆとりある教育環境を整備しよう

第8節 教育委員会は学校のパートナー

第9節 ふるさと府中で活きる子どもを育てよう

第10節 子どもを愛する親になろう

第3章 学校教育の展開に向けて

第1節 たくましい府中っ子になろう

2 1世紀において、世界を舞台に人類全体の幸福に貢献する人材を府中で育てたいと考えます。そのためには、生きる力を身に付けた心身ともにたくましい人間を育成する必要があります。

各学校においては、子どもに各教科における基礎学力をつけるとともに自然体験や社会体験などの体験的・課題解決的な学習を計画的に取り入れた応用学習や発展学習を充実させることが大切です。

特に浅間山や多摩川の自然環境や郷土の森・府中市美術館・市立生涯学習センターなど自分が住む地域に目を向け、さらに府中に暮らす人々とのかかわりを体験させるなどして府中の地で育ち、学ぶ喜びを感じながらたくましい府中っ子を育成することが必要です。そこで、子どもたちに次のことを呼び掛けていきます。

自ら課題を見つけ学習しよう。各教科や総合的な学習の時間を通して、工夫して解決していく力を培い、進んで困難を解決しようとする態度を身に付けよう。

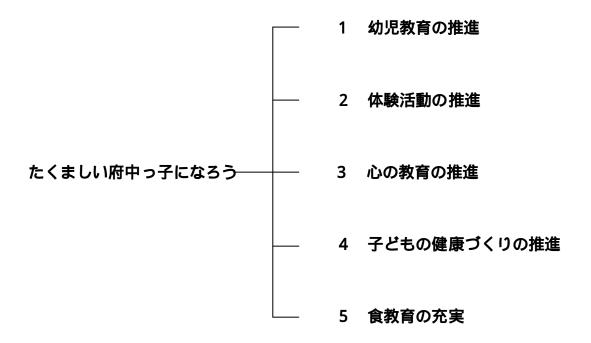
正義感、倫理観や思いやりの心など、人間として大切な資質を身に付けよう。

体力と精神力を向上させよう。体育の授業や、体育行事、クラブ活動、部活動、社会体育としてのスポーツクラブ活動に進んで参加しよう。

異文化に触れ、異文化と協調して生きていくために、世界の人と交流でき

る府中っ子になろう。

世界の共通語である英語を話せる府中っ子になろう。



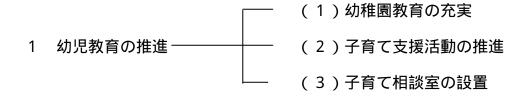
1 幼児教育の推進

幼児期は、人間形成のうえで極めて大切な時期です。したがって、幼児期の教育では、基本的な生活習慣を定着させるための方向付けを行うとともに、豊かな生活体験を通して自我の形成を図り、さらに基本的な規範意識の育成を図ることが重要です。

また、幼稚園においては、集団生活を通して、表現する力やより良い人間 関係を築くことができるなどの生きる力の基礎を培わねばなりません。

本市としては、市内の幼児をもつすべての保護者を対象とする子育て支援の観点から、家庭や地域社会との連携を深め、保護者が子どもにとってふさわしい幼児教育を選択できるように支援したり、保護者が希望する多様で充実した教育内容を用意するなどの、積極的な子育て支援を行うことを考えています。特に、これからは家庭教育を基本とし、保護者が幼児教育について考え、判断できるような情報提供をしたり、環境を整えることが大切と考えています。

そこで、本市における公私立幼稚園の歴史的経緯を踏まえた公立幼稚園の 見直しの中で、子育てや幼児教育の支援を目的として、子育て相談室を設置 し、また、私立幼稚園に対する施策の充実を図ります。



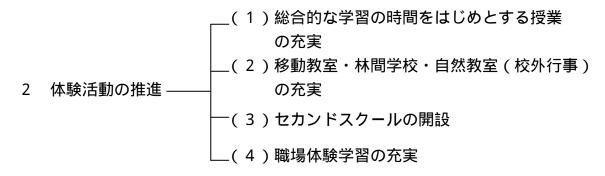
2 体験活動の推進

児童・生徒は、自然や社会に直接的に触れ、驚き、感動する中で、感性を 豊かにしながら、自然や社会とのかかわり方を、さらには自分の生き方を学 んでいきます。そして、そこで得た知識や考え方を基に、実生活の様々な課 題に取り組むことを通じて、自らを高め、より良い生活を創り出していこう とする意欲や態度が育成されます。このように、社会生活の中での体験は、 子どもたちにとって成長の糧であり、「生きる力」をはぐくむ基盤となります。

これまでの、知識を教え込むことに偏りがちであった教育の基調を転換し、 児童・生徒が体験活動を通して、生活の知恵とも言うべき生きた知識を身に 付けていくとともに、自分で課題を見つけ、自ら学び、考え、主体的に行動 する資質や能力をバランスよくはぐくむことが大切です。

そのため、児童・生徒が一層積極的に体験活動に取り組むことができるよう教育課程を見直し、現在行われている移動教室、林間学校及び自然教室の 在り方を検討するとともに、長期の宿泊体験学習ができるセカンドスクール の開設に努めます。

また、学校に限らず地域社会においても、自然、勤労、職業、創作、ボランティアなどの様々な体験活動を積極的に展開することができるよう、関係機関と連携しながら、十分に活動できる場や機会を設定し、感動体験が大切にされる教育活動を推進します。



3 心の教育の推進

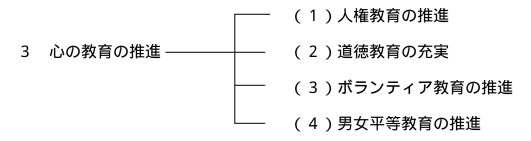
目まぐるしく変わる社会状況や生活様式は、児童・生徒の生活にその影響を色濃く反映し、様々な生活体験の不足や人間関係の希薄化などの傾向を助長しています。このことは、児童・生徒一人一人が豊かな人間性や社会性を身に付けたり、自己実現の喜びを実感するうえでの障害にもなっています。

こうした状況にあって、児童・生徒には、特に他者への思いやりや美しい ものに感動する心、何事にも粘り強く挑戦する強い意志など、柔らかな感性 や豊かな心の育成が求められています。

そのため、学校教育においては、自らを尊ぶ心を育てる中で、道徳教育や基本的な倫理観・規範意識などをはぐくむあらゆる教育を充実します。特に、特別活動の時間などにおいて、発達段階を踏まえた体験的・実践的活動をこれまで以上に導入することなどにより、自らの心の在り様についての理解を深めるとともに、知識と活動の両面から豊かな心をはぐくむ取組を拡充します。

また、教職員が児童・生徒一人一人の願いや悩みにじっくりと耳を傾ける 受容的な姿勢をもち、課題の解決に向けてともに努力していく中で、教職員 と児童・生徒との人間的なふれあいを重視する教育を推進します。

さらに、学校、家庭・地域、社会がそれぞれの役割を果たすとともに、三者の連携に努める中で、地域社会におけるボランティア活動や社会体験活動などの有効な体験活動を継続的に実施し、「心の教育」の充実を図ります。



4 子どもの健康づくりの推進

現在、児童・生徒の体位は向上しているものの、体力・運動能力については逆に低下する傾向にあります。また、生活習慣病の兆候、感染症、薬物乱用や性の逸脱行動、いじめ、不登校などの、児童・生徒の心身の健康問題への対応が課題となっています。さらに、近年の社会環境の急激な変化は、家庭の教育力に影響を与えており、食生活をはじめとする基本的生活習慣が身に付いていない子どもを増加させています。

このような状況のなか、発育・発達の著しい児童・生徒における健康教育は、大変重要な意義と役割をもっています。この時期に、生涯にわたる心身の健康の保持増進に必要な知識、能力、態度及び習慣を身に付けることを通じ、たくましく生きる意思と意欲、価値観を形成するなど「生きる力」をはぐくむとともに、健全な生活習慣を築くための基礎を培う必要があります。

このため、児童・生徒一人一人が多様な運動を計画的に経験し、体力・運動能力を自主的・自発的に高めることができるよう努めます。また、心身の健康の保持増進に努め、一人一人の健康課題に対応するため、児童・生徒が自ら考え健康的な生活行動を実践する保健教育を推進します。さらに、児童・生徒の安全確保と、自他の生命の尊重を基盤とした安全意識の高揚に努め、家庭や地域社会と連携した安全教育の推進に努めます。そして、大都市周辺に広がっている薬物乱用や喫煙などの防止について、関係機関と連携し、健康教育の推進に努めます。

康教育の推進に努めます。 (1)児童・生徒の健康診断の充実 (2)健康教育の充実 (3)喫煙防止教育の充実 (4)薬物乱用防止教育の充実 (5)体力づくりの強化

5 食教育の充実

児童・生徒が生涯にわたり心身ともに健康に過ごすためには、健全な食生活を営むことが基本です。

しかし、食生活の欧米化による生活習慣病の低年齢化の進行や生活リズムの乱れによる朝食欠食児の増加などの児童・生徒を巡る食生活環境は、決して良好とは言えない状況にあります。

そこで、「食」は生きる力の源であり、児童・生徒自らが「自分の健康は自分で守る」ことができるように、食教育を充実させることが、今後、ますます重要になってきます。

食教育を充実するために、給食の時間をより有効に活用するとともに、技術・家庭科や保健体育科、総合的な学習の時間などにおいて、食に関する問題を取り上げていくこととし、ランチルームの完全整備などの食指導に対する環境も整えます。また、地域の人材を活用して、望ましい食習慣の在り方を学ぶことや「農」に親しむ機会を設けるなど、地域と連携した食に関する指導に取り組んでいきます。

さらに、学校給食を通した取組も強化します。学校栄養職員(栄養士)による家庭科や保健等の授業への参画や、栄養や料理指導を行う相談業務の実施体制を整備するとともに、給食関係職員の知識や技術を活用しながら、児童・生徒への巡回指導や親子料理教室の開催などPTA組織などと連携した事業も展開していきます。

学校給食に関しては、現在の給食内容を充実させるとともに、アレルギー 児への対応などの「個」を対象とした給食の導入も、今後の課題となってい ます。そのため、民間活力の導入や特定非営利活動法人(NPO法人)の活 用などにより、給食の実施体制を整備する必要もあります。



第2節 自ら学ぶ子どもになろう

科学技術の発達や価値観の多様化などの社会の変化に応じて、常に自ら学習する子どもを育てる必要があります。また、生涯にわたり、目標に向かって自らの向上をめざす、意欲ある子どもを育てることも重要です。そのためには、児童・生徒に対して学校生活全般を通じて、一人一人の個性を伸長し、学習に対する意欲を喚起し、学ぶ喜びを実感させることが大切です。

また、放課後や休日などに自らの興味・関心や意欲によって自ら学ぶ子どもを育てることが大切です。そのためには、教育センターや市立生涯学習センターを活用したり、市立図書館などの利用も促進する必要があります。さらに、子どもたちのニーズにこたえた施設や設備も必要になりますが、最も必要なものはマンパワーです。いつでも、どこでも子どもたちに接する指導者を子どもたちが利用するそれぞれの施設に配置することが大切です。そこで、子どもたちに次のことを呼び掛けていきます。

学び方を学び、基礎・基本を身に付けよう。

分からないことを自分で考え、課題を解決しよう。

自ら興味・関心のある学習を見つけよう。

自分の個性を大切にしよう。

失敗や間違いをおそれず挑戦し、自分の成長につなげよう。

| 1 基礎・基本の徹底 | 自ら学ぶ子どもになろう | 2 個に応じた教育の充実

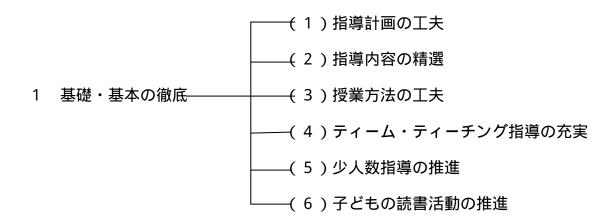
1 基礎・基本の徹底

平成14年度から始まった完全学校週5日制や学習内容を厳選した学習指導要領の実施により、「学力低下」への懸念が強まっています。このため学校には基礎的、基本的な学習内容の確実な定着を図ることが求められています。

臨時講師などの導入を視野に入れた少人数の授業や、ティーム・ティーチングによるきめ細かな指導がより一層求められます。今後、小学校、中学校ともに学力の向上を図るため、学級数を超える少人数の学習集団での授業や、一斉指導に加えて、適宜、個別指導やグループ指導などを導入するなど、複数の教員がそれぞれの専門性を生かした指導計画や学習指導案の作成、指導方法の工夫、改善をより一層推進していきます。

これらの指導方法がもたらす教育的効果は大きく、子どもたちの習熟度に差が開きやすい教科において導入することにより、全員で分かることの喜びを味わうことができ、次の学習への意欲へとつながります。また、体育、音楽、美術・図工などの技能差が生じやすい教科においては、子どもたち一人一人に適した指導や助言を行えることから、一人一人の個性に対応した授業を行うことができると言えます。また、生活科や理科などの実験や実習を伴う授業においては、効果は絶大であるといえます。

しかし、ティーム・ティーチングや少人数指導の制度は、実施され始めた ばかりであり、これらの指導方法について教員が専門的に学んでいない側面 があります。そのため、教員には指導方法の研究開発や多くの実践成果の共 有が求められるところです。今後、ティーム・ティーチング及び少人数指導 の推進の中心となる教員の指導力の向上を図っていきます。



2 個に応じた教育の充実

従来の一斉指導では、一部の子どもたちが授業の速度についていけず、理解が不十分であったり、また一人一人の子どもの要望に教員がこたえられない状況が見られました。子どもたち一人一人の興味・関心や、習熟度に応じた適切な指導が必要となっています。

そこで、学力差の生じやすい教科においては、学級集団とは別に、習熟の程度や学習進度を考慮した学習集団を編成し、子どもの理解度に応じた内容による適切な学習指導を実施します。

習熟度別指導の充実については、少人数指導の導入により、小規模の学習集団による学習の効果が期待されるところです。これまで、最大40人の学習集団を一人の教員が指導していたものを、二つに分割することにより、より子どもたち一人一人の実態に対応した授業が可能となります。2クラスを三つに分割することも同様の効果が得られます。

中学校の選択教科は、基礎事項などの定着をめざすものと、得意なものを さらに伸ばして発展させるものに分かれます。苦手な教科へのチャレンジか ら学ぶ喜びを知り、意欲的な学習態度を身に付けることができ、また、発展 的な学習では、生徒一人一人が特性や習熟度に応じた学習を行うことができ ます。

進路指導の充実として、子どもたち一人一人に、より望ましい将来の生き方を考えさせ、自らの人生を切り開いていこうとする態度を身に付けさせることは、大変重要です。学校においては、特別活動、道徳、総合的な学習の時間などを中心に望ましい生き方の学習の一環として行っています。また、小学校からの計画的な進路指導について、十分な研究開発を推進していきます。

 (1)個別指導の充実

 (2)習熟度別指導の充実

 (3)進路指導の充実

 (4)中学校選択教科の充実

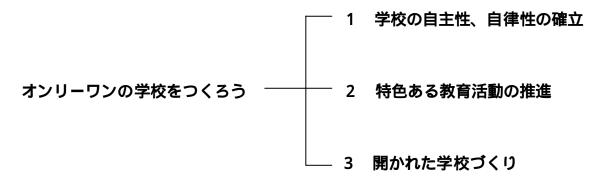
第3節 オンリーワンの学校をつくろう

これからの学校は、今まで以上に子どもの社会的自立の準備の場、一人一人の多様な力と才能を引き伸ばす場として機能しなければなりません。そのためには、閉鎖的、独善的な学校運営に陥ることなく、質の高い特色のある学校にする必要があります。

すなわち、地域や学校の実態及び児童の心身の発達段階や特性を十分に考慮して、適切な教育課程を編成していくことが重要です。そして、各学校では、 多様化が進む新しい社会における自主性、自律性を確立した学校経営を推進するべきです。

また、親は我が子が安心して通える学校であってほしいと願っています。そのためには、学校が孤立して存在するのではなく、親や地域とともにある存在でなければなりません。特色のあるよい学校になるかどうかはコミュニティが重要です。コミュニティが学校をつくり、学校がコミュニティをつくるという視点が必要です。行政や学校が用意した「特色」を子どもや親が選択するのではなく、ともに協力して、学校の特色と価値を創造していく姿勢が大切です。

この営みを通して、それぞれの学校にある課題や問題を、学校が親や地域と 共に考え、取り組み、解決していく「私たちの学校づくり」こそがオンリーワ ンの学校を生み出していく源なのです。

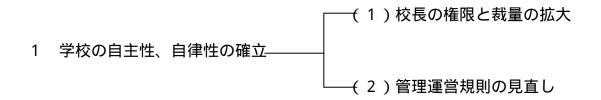


1 学校の自主性・自律性の確立

これからの学校は、自主性・自律性を確立し、子どもたちの実態や保護者の願い、地域の特性などを生かした特色ある学校づくりを進めるとともに、 子どもたちを巡る問題が多様化する中で、校内体制を確立し教職員がそれら の諸問題に主体的に対応して、問題解決を行わなければなりません。

そのためには、各学校が教育目標の達成を目指して校長の責任のもとに具体的な学校経営方針を策定するとともに、教職員の資質の向上を図り、関係機関とも連携しながら教職員の専門性や協働性を高め合い、創造的な学校運営を進める必要があります。

子どもたち一人一人が生き生きと安心して学べる場所として学校が機能し、 子どもたちの学びと育ちを一層豊かなものにするために、責任ある学校づく りを推進していきます。



2 特色ある教育活動の推進

これまでも各学校は、伝統や地域の特性、子どもや保護者の要望を踏まえながら、それぞれにおいて特色ある教育活動を推進しています。例えば、国際理解教育に重点を置き、実践している学校、様々な学習の場で地域の人々や保護者の協力を得ている学校、地域行事と一体となった学校行事を工夫している学校などが見られます。

今後、一層の特色のある教育活動を推進するためには、校長の経営方針の もとに全教職員が組織的な教育活動を行っていくことが必要です。

そのために、本市としても各学校が特色ある教育活動を展開できるよう、 人材の確保や情報提供、環境整備を行い、学校を支援していきます。

2 特色ある教育活動の推進 (2)総合的な学習の展開の工夫 (3)教育課程編成の工夫

3 開かれた学校づくり

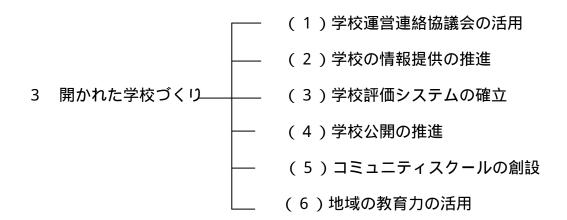
これまでの学校教育においては、効率性を求める余り、ややもすると教員 主導による一斉指導型の画一的な学習活動がなされ、児童・生徒の生き生き した主体的な活動を抑制する傾向が見られました。児童・生徒の主体的な活 動を引き出し、「生きる力」を育成する観点から、地域の実情や児童・生徒の 実態を踏まえた特色ある教育課程の編成は、特に重要な課題です。

そのため、教育課程を見直し、総合的な学習の時間をはじめとする様々な 教育活動において、学校、家庭、地域社会の連携を密にし、地域の様々な教 育資源の活用などを通して、地域に根ざした特色ある学校づくりを進める必 要があります。

また、特色ある学校づくりには、校長のリーダーシップが特に重要であることから、校長の裁量を拡大していくことが求められています。さらに、地域に開かれた学校づくりを進めていくために、学校運営連絡協議会を活用し、学校がどのような教育活動を行い、どのような成果を挙げたかなどについて 点検・評価を行い、これを保護者や地域住民に伝えていくことも重要です。

「教育改革国民会議」は新しいタイプの学校の設置を可能とし、多様な教育機会を提供するような新しい試みを促進し、起業家精神をもった人を学校教育に引き込むことにより、学校教育を活性化する必要があるという視点から、「新しいタイプの学校(コミュニティスクール等)の設置」を提言しています。

本市としても、地域独自のニーズに基づき、地域が運営に参画する新しい タイプの公立学校(コミュニティスクール)の設置に向けて研究を進めてい きます。

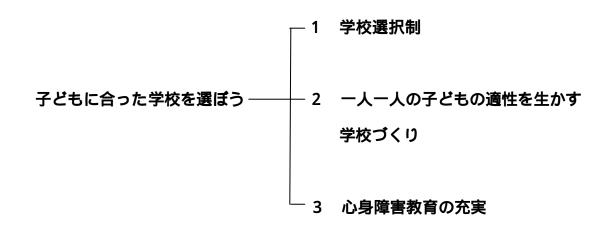


第4節 子どもに合った学校を選ぼう

教育の大切な役割は、一人一人の個性を伸長し、子どもの成長・発達に応じてその力を最大限に発揮させることにあります。

そのためには、子どもの適性をとらえた育て方が必要であり、その重要な役割を果たす学校が、子どもの資質や能力を引き出し、独創性、創造性に富んだ人間性をはぐくむ健全な学びの場・育ちの場として機能するようシステムを変えていく必要があります。

また、初等教育から高等教育を通じて、一人一人の子どもがそれぞれのやり 方、生き方に合った教育を選択することができる多様性に富んだ教育システム を構築することが重要です。



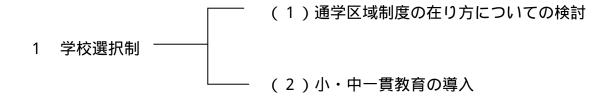
1 学校選択制

学校選択制の導入の背景には学校教育の活性化や充実、そしてその結果と しての教育力の向上への期待、さらに広くは規制緩和という社会全体の流れ が存在しています。

これまでの市内の学校は、地域の学校として、地域・家庭との連携を深めることに努めてきました。このことはある意味では私立の学校では行いにくい、公立学校の強みでもあり、特色でもありました。

また、ゆとりある学校生活の確保が可能であることに加え、9年間を通して、計画的かつ継続的な教育の展開を図ることによって、児童・生徒の個性の伸長や優れた資質の発見などの様々な成果が期待できる小・中一貫教育の導入について、モデル校を設置し、研究開発を進めています。

これらを踏まえ、地域が支えている通学区域制度の在り方についても、新たな視点をもって検討を進めていきます。



2 一人一人の子どもの適性を生かす学校づくり

我が国の学校教育は、国民に一定の知識や社会規範を培うため、大きな役割を果たしてきており、他国からモデルとされるようにもなりました。しかし、社会の急激な進展や価値観の多様化などに伴い、学校教育が保護者や子どもたちのニーズにこたえきれない面も見られるようになってきています。

子どもは、生育歴、生活環境、性格などが様々であり、得意な分野や活躍できる場面も様々です。また、学校は、子どもたちの人格形成の場でもあり、望ましい人格の形成を促進するためには、一人一人の子どもの発達段階に応じて、その存在を認め、励まし、自尊感情や自己有用感をもたせることが重要です。そこで、一人一人の子どもたちが自己の適性に気づき、それを生かすことができるような教育活動を展開することが必要になります。

そのため、個に応じた学習指導が進められるよう指導方法を工夫するほか、 教員が子どもたちの個性を認め、特別活動や総合的な学習の時間などのあら ゆる場を通じて、個性を生かす教育活動を推進する必要があります。

また、将来の目標に向けて計画的に学習できるよう、自らの生き方を考える進路指導の充実も必要です。

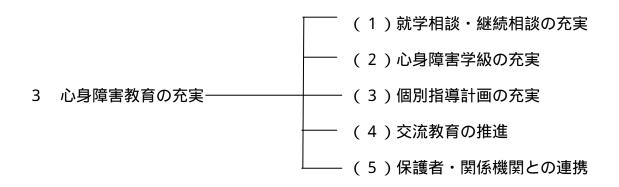
(1) 個別学習の充実 2 一人一人の子どもの適性を生かす学校づくり (2) 中学校選択教科の充実 (再掲) (3)進路指導の充実

3 心身障害教育の充実

今後は、障害の有無にかかわらず、より一層一人一人が心豊かに、自分らしさを発揮して暮らせる社会を形成していくことが望まれます。心身に障害のある児童・生徒に対して、それぞれの能力や個性を伸長させる教育を展開することが必要です。

そのため、就学前から幼稚園、保育所や医療機関などとの連携を図り、一人一人の児童・生徒の障害の状態を十分に把握し、それぞれの障害に適した教育を行うことが重要です。そして、個に応じた教育を推進するうえで、保護者とともに個別指導計画を作成すること、医療機関などの関係機関と密接に連携をとることなどが必要です。

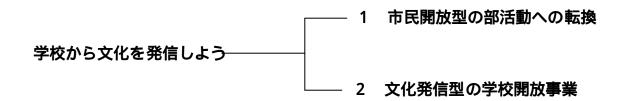
また、通常の学級の児童・生徒との交流を活発に行い、相互理解を深めていくことが重要です。



第5節 学校から文化を発信しよう

開かれた学校づくりについては、施設面での開放事業を中心に、学校の閉鎖性が改善されてきているところです。施設開放においても運動施設に限らず、特別教室などの開放を中心に文化面での利用も促進することにより、学校は文化の発信源としての役割を担い、生涯学習の場としての提供を図ることができます。

特に、授業への市民参加の推進や、教員による得意領域を中心とした、市民カルチャー教室の開設などは、現状の設備でも実施が可能です。子どもから大人、高齢者までの幅広い世代の人々が同じ空間で学ぶことの意義を深めたいと考えます。



1 市民開放型の部活動への転換

中学生にとって部活動は、学校生活を楽しく過ごす大きな要素であり、ここで培った心身の力や技能は、将来にわたって、健全な生活を送るうえで、 大変有益なものであるといえます。

また、生涯学習の考え方から、社会人の文化活動やスポーツがますます盛 んになっているという面があります。

このような流れの中で、中学校における部活動を市民にも開放し、大人と 子どもが共に活動することが望まれます。

具体的には地域の人材を部活動の指導者として招いたり、大人が中学生と一緒に汗を流したり、また、ブラスバンド部や合唱部と地域の有志が合同で発表会を開催することなどが考えられます。

中学生にとっては、良き指導者や模範となる選手が身近にいることは技能 の向上に役立つことはもちろん、人間的な成長の助けになると考えられます。

また、参加する大人にとっても、部活動の場の確保とともに、若い中学生 と一緒に活動することで、やりがいを感じる場になると考えられます。

体育館、校庭、音楽室などの施設を開放するだけでなく、部活動そのもの を開放し、あらゆる年齢層の市民が生徒と共に活動することが可能となることにより、新しい生涯スポーツや生涯学習の場の形成につながると考えられます。

(1)学校の施設開放の促進

1 市民開放型の部活動への転換 (2)部活動外部指導員導入の推進 (3)社会人参加の部活動の在り方の検討 (4)社会人の諸組織との連携

2 文化発信型の学校開放事業

地域における文化資源として、学校はそのもてる施設と教職員の専門性を 生かし、地域の文化の向上に貢献することが期待されています。

子どもも大人も年齢の分け隔てなく学び合う、すなわち生涯学習の場としての学校の新たな活用が求められています。

地域の人々が、興味や関心のある総合的な学習の時間をはじめとする授業に参加したり、夏休みなどの長期休業中には学校の施設において、教員の専門性を生かした多様なプログラムによるカルチャー教室を児童・生徒を含む市民を対象に実施するなど、学校という地域の資源を生涯学習の場として積極的に生かすとともに、人的資源の効果的に活用することにより地域の文化の向上を推進します。

2 文化発信型の学校開放事業 --- (1)学びの空間としての学校の開放 --- (2)学習講座の実施

第6節 府中を愛する、府中の教員を育てよう

「教育は人なり」と言われます。また、第15期中央教育審議会第一次答申 では、「あらゆる教育の問題は、教員の問題に帰着する」とも指摘されています。

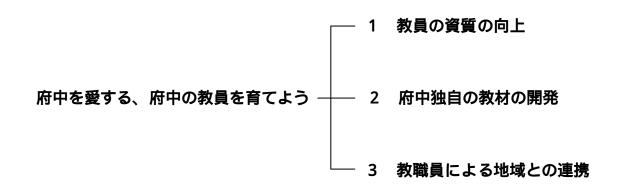
教員にいつの時代でも求められる資質は、 責任感、品位、協調、誠実などの人間性、 教育愛、教育観、指導力などの専門性が挙げられます。

また、とりわけ今日の社会に求められる資質として、 多様な価値観を尊重 する態度などの地球的視野、 課題解決能力、情報活用能力などの時代の変化 への対応、 カウンセリングマインド、接遇対応能力などの職務上の資質が挙 げられます。

このように、児童・生徒、保護者、市民の期待にこたえる学校教育を展開するためには、教員の資質の向上が必要不可欠ですが、とりわけ、心豊かでたくましい府中の子どもを育てるためには、本市の教員が府中のすばらしさを理解し、府中を愛し、教員としての使命感に燃え、全身全霊を傾けて子どもの教育に取り組むことが重要です。

平成14年度から教員の研修の態様が変わり、主に長期休業中において、教員が校内や研修センターなどで、教育課題の解決や資質の向上のために研修を行っています。

本市の歴史や文化、教育施策などの研修を充実し、府中の教育をより深く理解し、地域や関係機関との人間関係づくりに積極的に取り組む教員になることが期待されます。

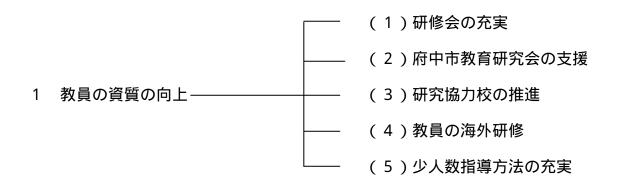


1 教員の資質の向上

激しく変化する現代社会にあって、学校教育に対する期待はますます高まってきています。とりわけ、教員には、子どもたち一人一人に基礎・基本を身に付けさせるとともに、その個性を伸ばすことが求められています。さらには、集団生活における規範意識を高めたり、家庭や地域社会と連携して教育活動を進めたりすることも必要とされています。

したがって、教員がその職務を全うしようとすれば、一人一人の子どもと向き合い、思いや願いを受け止め、個性を伸ばすだけでなく、時代の動向を捉えて、将来的に期待される人間像はどんな姿なのかを見極めて、日々の教育活動に取り組む必要があります。

そのため、教員一人一人にとって、研修は欠かせないものであり、教員のニーズを捉え、少人数指導方法やカウンセリングマインドなどのこれからの教員に必要な市独自の研修を開発していく必要があります。また、例えば担当授業時数の軽減などの研修に参加しやすくなるようなシステム作りも必要です。そして、研修の成果を他の教員、他の学校でも活用できるようなシステムを構築していきます。

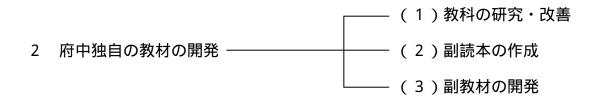


2 府中独自の教材の開発

府中の子どもたちは、日々府中の自然や文化の中で生活しています。 現在の 日本の教育は、戦後 5 0 年以上続いているものですが、 時代や地域によって、 人々の学校教育に寄せる期待は、 少しずつ異なってきています。

市民は、律令時代の昔から武蔵の国の国府として栄えたこの郷土に誇りを もって生活しています。そして、子どもたちにも誇りをもって生活してほし いと願っています。教職員は、その願いを受け止めて、日々の教育活動に取 り組む必要があります。

実際の指導の場面においては、府中の自然、文化、歴史などを教材として 取り上げたり、府中から輩出された人物について学習するなど、教員自身が 郷土愛に燃え、府中を深く研究して、府中独自の教材を開発していきます。

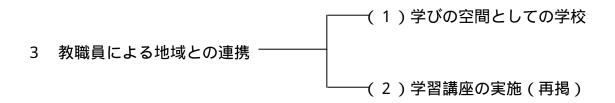


3 教職員による地域との連携

府中の子どもたちに適した教育活動を行うためには、教職員が府中の自然や文化をよく知ることが必要です。そのためには、教職員が市内の各所を調査したり、書物を調べたりするとともに、地域に住む人々から地域のことを聞いたり、伝統行事などに一緒に取り組んだりするなど、教職員が積極的に地域に出て行き、地域の人々との人間関係を広げることが重要です。

さらに、学校の体育館やコンピュータ室を地域に開放したり、教職員が自 らの専門とする分野の内容について、学習講座を開設したりすることが、学 校と地域との垣根を低くし、信頼される学校づくりにつながります。

また、学校が地域に対して貢献することと、地域が学校に対して貢献することを整理し、教職員には学校と地域とを有機的に結ぶコーディネーターとしての役割も望まれています。

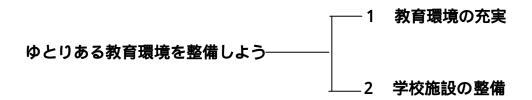


第7節 ゆとりある教育環境を整備しよう

これまでの学校教育は、いわゆる詰め込み教育の弊害から、子どもたちにゆ とりがないことが指摘されていました。21世紀の学校教育においては、「ゆと り」の中で、「生きる力」をはぐくむことをめざしています。

ゆとりには、時間的なゆとり、精神的なゆとり、空間的なゆとりなどがあります。時間的なゆとりについては、完全学校週5日制が実施されたことにより、子どもたちが土曜日と日曜日を利用して、自らの課題にじっくりと取り組むことが可能になりました。また、学習内容の厳選により、一つの学習活動に時間をかけることができるようになりました。精神的なゆとりについては、時間的なゆとりとも関連がありますが、自ら考え、自ら課題を解決する活動を通して、個性が発揮され、他から認められることによって、精神的に安定した学校生活を送ることができます。

空間的なゆとりについては、校地や教室を広げることにより、子どもたちの 学びを楽しむ気持ちを高めることが重要な視点となります。

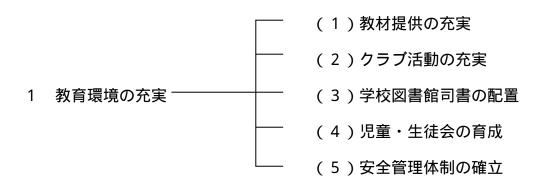


1 教育環境の充実

時間的なゆとり、空間的なゆとり、精神的なゆとりなどを生み出すためには、子どもたちの立場に立って、教育環境の充実に努める必要があります。

教育活動を推進していくうえで、「安全」、「安心」、「安定」は重要なキーワードです。 施設・設備などのハードの面だけでなく、システムや人的配置などのソフト面に対しても配慮していく必要があります。

例えば、アシスタントティーチャ-として授業や給食指導、学校行事などの特別活動の指導などに市民を活用することにより、一人一人の子どもの活動を見守り、より多面的な子どもの成長を促すことができます。また、学習のねらいに応じ、より適切な副読本などの教材を選定したり、学校図書館に専任の司書を置き、各教科、総合的な学習の時間での学習活動や読書活動の充実を図ります。



2 学校施設の整備

本市の学校施設は、教育内容の変化に応じて特別教室の新設や改修を行ってきました。しかしながら、昭和30年代後半から鉄筋コンクリートによる校舎建築を始めた後、全面改築を行った学校がほとんどないため、全体的に老朽化が進行しています。

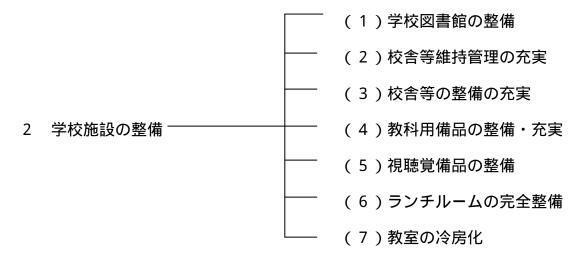
そして、これらの施設の多くは、現行の建築関係法令で定められている安全性・衛生性などに関する基準を十分に満たしているとは言えない状況にあります。

さらに、昭和40年代後半からの児童・生徒の急増に対応するために、度 重なる校舎の増築を余儀なくされ、現在では施設の配置状況が複雑化し、教 育環境の低下が見受けられます。また、平成14年度から本格的に実施され た教育課程で求められている機能と現有施設の機能との間に隔たりが生じて きています。

これからの学校施設の整備には、次のことが主に求められています。

- 1 多目的教室・コンピュータ教室などの高機能かつ多機能で、弾力的対応のできる学習環境の整備
- 2 多様な学習・生活を可能とする組織、運営、管理に対応した施設の整備
- 3 快適、健康、安全な学習・生活環境を配慮した施設の整備
- 4 福祉のまちづくりや周辺地域との調和及び自然環境に配慮した施設・環境の整備
- 5 地域の人々の生涯にわたる学習の場としての施設・環境の整備
- 6 防災機能を考慮した施設・環境の整備
- 7 省エネルギーや新エネルギーを視野に入れた施設・環境の整備 などが求められています。

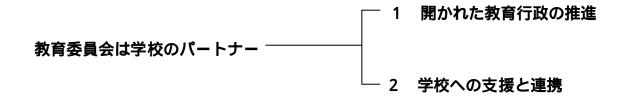
今後、ゆとりと潤い、そして優しさにあふれる教育環境の充実を図り、学校施設・設備の再構築を進めます。



第8節 教育委員会は学校のパートナー

教育委員会は、教育・文化・スポーツという分野を所管し、学校教育プラン21の推進についても中心的な役割を担っています。また、平成12年12月の教育改革国民会議報告では、学校のパートナーとしての役割を担うことが期待されています。

そこで、教育委員会は、学校が地域の教育機関として、保護者や市民の信頼を確保し、創意工夫を凝らした学校づくりに取り組むことができるよう、学校の自主性、自律性の確立という観点から、学校への関与の在り方を見直すことが必要です。また、学校運営において、校長がリーダーシップを一層発揮できるようパートナーとして支援や援助などを可能な限り行っていくことが大切です。



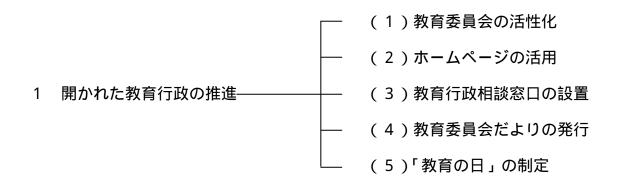
1 開かれた教育行政の推進

教育委員会は、各種の制度の個性化、多様化、弾力化を図ろうとする規制 緩和の流れや、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図るための地方分 権の流れを踏まえ、従来からの枠組みや規制の見直しを行っています。

また、教育委員会は、教育行政の中立性や継続性を確保する視点から、首長から独立した合議制の機関として設置されており、様々な分野についての識見を有する教育委員の合議によって市民の多様な価値観などを尊重しつつ、生涯学習や学校教育の振興を図っております。

教育行政が多様化する中で、市民の要望に的確に応えるため、教育委員会の「顔」が見えるように広報紙である教育委員会だよりを発行し、市のホームページを活用することにより、学校の様子や教育委員会の活動を伝え、市民との教育情報の共有化を積極的に図ります。

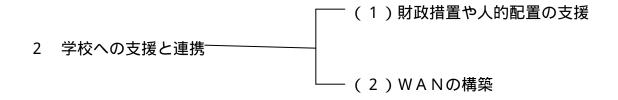
子どもたちの学ぶ喜び、生きる喜びの一層の増進を図るための課題、また、 地域の教育力をより豊かにするための課題などについて、教育委員会が自ら 発信し、市民とともに考える教育委員会を目指します。



2 学校への支援と連携

これからの学校は、地域と共に手を携えて教育を進めるという認識にた立ち、地域に開かれた学校づくりや特色ある学校づくりを推進することが大切です。そのためには従来の枠組みや考え方にとらわれない新たな教育観が必要であり、その教育観に基づいて教育委員会のさらなる支援が求められます。

高度情報化の進展にかんがみ、情報ネットワーク化の推進を図るため、学校間や市立教育センターを結ぶWAN(ワイド・エリア・ネットワーク)の構築や、本計画の実現をめざして従来の事務事業の見直しや重点化を行う中で、教育予算の確保を図り、効率的な行政運営を進めます。

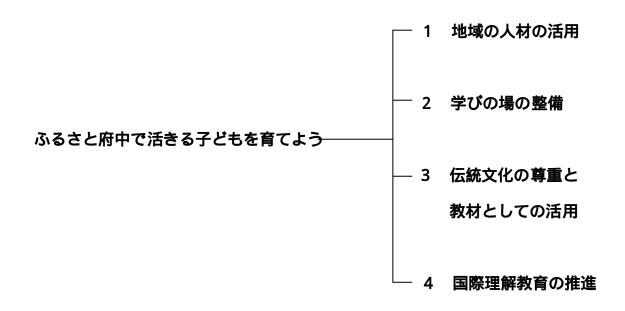


第9節 ふるさと府中で活きる子どもを育てよう

大化の改新により武蔵の国の国府が設置された府中において、その歴史ある文化を次の世代に引継ぎ発展させることは、現在に生きる者の大切な役割です。

特に、次の時代を担う子どもたちには期待することが大きく、過保護、過干 洗の傾向があるとも言われる保護者においては、子どもたちの自立を促し、子 どもが本来もっている能力や資質を最大限に引き出すことが大切です。また、 学校依存型の部活動から、社会教育型の部活動への転換を推進する必要があります。

いつの時代にも通用し、将来、社会において活躍するための心豊かでたくま しく生きていく子どもたちの「生きる力」をはぐくむため、地域の教育力を結 集した生涯学習型の「府中の教育総合プログラム」を設計することが必要です。



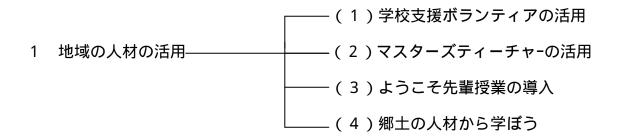
1 地域の人材の活用

子どもたちの教育は、単に学校のみにおいて行われるものではなく、学校、家庭・地域、社会がそれぞれの役割を果たしつつ、相互に連携して行われることが極めて重要です。学校、家庭・地域、社会が一体となって子どもたちの育成を図るという視点に立って、教育活動を推進することが不可欠です。

そのため、地域社会の豊かな経験や優れた知識・技術をもつ学校支援ボランティアを積極的に活用するとともに、定年退職した教員をマスターズティーチャーとして再雇用するなど、地域の人々の活用を一層促進します。

また、地域には地元の小・中学校を卒業した多くの先輩がいます。その人々を招いて学習を行う機会を取り入れ、教員以外の地域の人材の活用の推進を図ります。

さらに、本市が輩出した人物で、江戸時代に新田開発で活躍した川崎平右衛門、明治時代における三多摩農民運動の先駆者である矢部甚五、現代詩の奇才村野四郎などの府中にゆかりのある人物についての学習を深めるため、それらの基礎資料や学習教材の開発を図るとともに、郷土に対する愛着を深める教育を推進します。

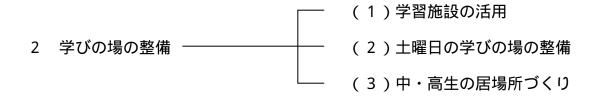


2 学びの場の整備

学校は、地域の学びの場の拠点であるとの認識に立ち、地域の文化施設として十分に機能する施設・設備としての充実を図りながら、保護者や地域住民がいつでも気軽に学校に立ち寄ったり、学校のもつ様々な機能を活用することができるよう環境の整備に努めます。

さらに、生涯学習機関と連携しながら、学校が生涯学習の学びの場として、 地域が主催する諸活動においても積極的に活用されるよう努めていきます。

さらに、楽しく学べる場として、中・高生の居場所づくりを積極的に推進 していきます。



3 伝統文化の尊重と教材としての活用

近年、物質的な豊かさより、心の豊かさ、精神的な安らぎが大切であるとの意識が高まり、伝統文化の価値を見直すことが時代の要請ともなっています。

長い歴史の中ではぐくまれてきた本市の伝統的な文化を理解し、継承し、 それらを礎として、新たな文化を創造し、定着させていくことは、子どもた ちがふるさと府中で生き生きとして育つためにも必要な課題です。

本市では、そうした取組が学校教育や地域活動において実践され、武蔵府 中太鼓や府中囃子のように成果を上げている事例もあります。

また、本市には11の国の指定文化財、15の都の指定文化財、39の市の指定文化財があります。こうした文化財は、長い歴史の中ではぐくまれ現在まで守り伝えられた貴重な財産であり、日本や本市の歴史や文化などの理解に欠くことのできない生きた教材でもあります。こうした文化財の保護・保存に努めるとともに、優れた文化財を生きた教材として活用できるように、子どもたちが地域の歴史的文化遺産や自然環境に対して興味・関心をもち、自らの郷土に誇りがもてるような、文化財を核とする学習資料の開発と提供に努めます。

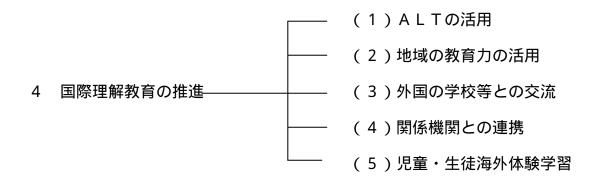
3 伝統文化の尊重と教材としての活用(1)地域行事への参加(2)伝統芸能の継承(3)文化財の保護と活用

4 国際理解教育の推進

子どもたちに自国や世界の平和を願う気持ちをはぐくむことは、教育の果たすべき大きな使命です。今日、戦争や諸民族間の紛争の解決のために、軍事力を行使するのではなく、平和的に解決することが大切です。そのためには、外国の文化や価値観を知ることが大切です。このことから、社会科や道徳、特別活動、総合的な学習の時間などにおいて、子どもたちの発達段階に応じた国際理解教育を行っていく必要があります。

本市では既に中学校の英語の授業にALT(外国人指導助手)を派遣し、 ネイティブスピーカーの英語に触れる機会を設けています。また、小学校に おいても、児童の国際感覚を養うためにALTを派遣しています。今後はと もに時間数を増やし、充実していきます。

各学校においては、地域に住む外国人や海外生活の長い日本人を講師に招いたり、アメリカンスクールなどとの交流を行なうなどにより国際理解教育を工夫して推進していく必要があります。



第10節 子どもを愛する親になろう

教育の原点は家庭です。子育では親の責任であると同時に楽しみでもあり、 特に小学校への入学までの幼児期に、必要な基本的生活習慣を身に付けさせて 社会に送り出すのが家庭の役目です。

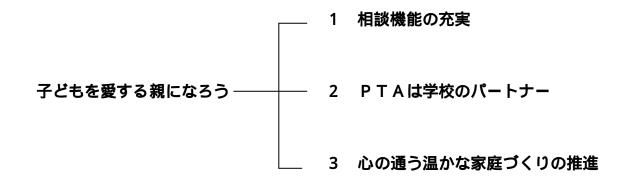
家庭は、会話と笑いのある「心のふるさと」であり、同時に厳しいしつけの場でもあります。

しかし、基本的生活習慣が身に付いていない子、キレる子、10代の子の凶悪犯罪など、子どもたちの行動が問題となるたびに親の育て方が問題になっています。

一方では、児童虐待や過保護・過干渉の親が見られたり、家庭教育の在り方が問われています。

親には、「子どもの教育と人格形成の最終責任者は親である」ことを自覚すること、地域には「子どもときちんと向き合い、子どもを愛しみ育てる親を地域で育てる」ことに努力することを期待しています。

また、保護者は学校運営の当事者として期待され、中立的な学校教育への参画や、校長、教職員を客観的な立場で評価を行う役割が望まれています。



1 相談機能の充実

児童・生徒数の減少にもかかわらず不登校は全国的に増加の傾向にあります。その要因としては、知育偏重による子どもへの過度の負担や、地域社会における人間関係の希薄化、家庭におけるしつけの不足や、人格的に未熟な子どもの増加などの生活環境の急激な変化が挙げられます。

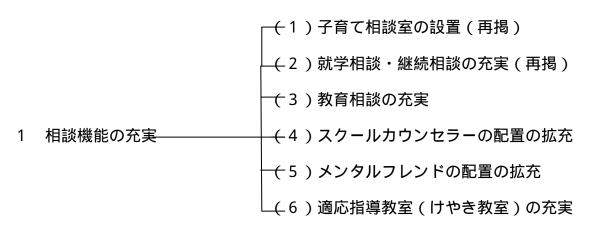
このような生活環境から、子どもの問題への予防的、成長促進的対応を初期段階から図る必要があります。

個々の気持ちに沿って、一人一人の子どもの人格を尊重することにより、 子どもたちの可能性を引き出す必要があります。そのため、子どもの心を開 かせる相談体制の充実や学校生活に適応できない子どもに対する指導方針の 確立が大切であり、特に不登校についてはその類型・内容や原因・背景が複 雑であるので、それぞれについてきめ細やかに対応していくことが必要です。

相談機関は、その個々に合った相談の方針を立て、必要に応じて学校、家庭、関係機関と連携し、適切な対応を図ります。また、教員は、日ごろからカウンセリングマインドを身に付け、子どもが気軽に相談できる学校体制を確立することが必要です。そのためにも、校内研修・外部研修などを積極的に活用し、不登校についての教員の意識を高め、相談の技術を身に付けるようにすることが重要です。

また、スクールカウンセラー、メンタルフレンド及び教育相談所教育相談員などとの連携を十分に生かすことも重要です。

さらに、教育相談室の内装、備品などを充実し、子どもが足を運びやすく、 心が休まる環境を備えた教育相談室づくりに努めます。また、適応指導教室 では、カリキュラムに基づく授業を展開するとともに、専門家の助言を得な がら相談活動の充実を図っていきます。 一方で、就学前の子どもや学校生活に適応できない子どもに対する相談に ついては、学校、家庭、地域及び関係機関が連携し、子どもの適性に応じて 組織的な対応を図っていきます。

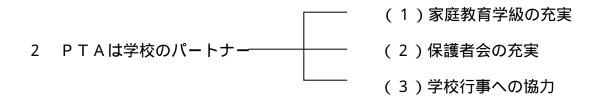


2 PTAは学校のパートナー

PTAの活動については、不要論が一部で言われたこともありましたが、本市においては、以前からPTA活動が積極的に行われ、地域の人々や関係機関との連携・協力が実践されています。

今までは、PTA活動への教員の参加が、校長、教頭などの特定の教員に限られていましたが、今後は保護者たちの学習や交流の場である家庭教育学級などのPTA主催の行事に、教員が積極的に参画し、家庭教育学級の企画運営を保護者と教員とが連携し推進していきます。

また、夜間保護者会などを取り入れ、連携しやすい環境をつくることにより PTAと学校がお互いにパートナーとなって学校教育の充実を図ります。



3 心の通う温かな家庭づくりの推進

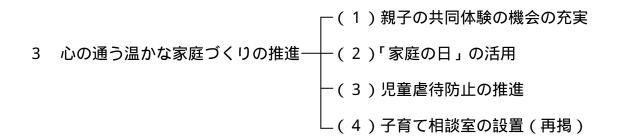
家庭は青少年にとって基本的な生活の場であり、家族とのかかわりを通して人格の基盤を形成しながら生活習慣や基本的な社会規範を身に付ける場です。また、心を落ち着かせることのできる安らぎとくつろぎの場でもあります。

しかし、近年の急激な社会変化が、家庭にも様々な影響をもたらしています。共働き家庭の増加や子どもの習い事の増加などにより、親子や家族のかかわり合う時間が減少しています。

一方で、少子化が進む中で親の過保護、過干渉が多く見られるようになり、 子どもの発達が損なわれたり、親との関係が子どものストレスになるという 現象が現れています。

このような中で、親と子が様々な共同体験、交流を行う機会、例えばボランティア活動、スポーツ交流、植物栽培体験などが行えるような機会を、「家庭の日」を活用するなどして、積極的に提供していきます。

また、子育てに自信がもてなかったり、悩みがあっても相談相手のいない 保護者がいます。閉ざされた家庭の中で不安を抱きながら孤立して子育てを していくことが、児童虐待にまで発展してしまうことも懸念されます。そこ で相談体制の充実を図ってまいります。



第4章

計画の推進に当たって

第1節 庁内の推進体制の整備

第2節 関係機関との連携体制

第3節 市民参加による教育の推進

第4章 計画の推進に当たって

この計画は、学校教育プラン 2 1 協議会からの報告書をもとに策定されたものです。この計画においては、「誇りのもてるふるさと府中を創り、世界に活躍する府中っ子を育てる」を基本理念とし、「心豊かで たくましい子ども」を育てたい子ども像として掲げています。

ここでは、人が人として生きるうえで尊ぶべき豊かな心とたくましい身体を はぐくむことの大切さを、子どもの視点、家庭の視点、地域社会の視点に立っ て、学校教育や家庭教育、地域社会の連携の重要性について述べています。

また、第3章の「学校教育の展開に向けて」で掲げた内容は、今後、充実し、 実現をめざすべき施策の方向性を示したものです。

計画の実現に当たっては、それぞれの施策の主管部課がこの計画で示された方向性に沿って、より詳細な具体案を作成し、実施します。

第1節 庁内の推進体制の整備

この計画を着実に推進していくためには、計画の実施状況を適宜把握し、評価・検討することが必要です。

そこで、庁内の推進体制を整備し、関係各課との連携、協力を進め、効果的に事業を進めるとともに、実効性を確保するため事業実施計画を策定します。 事業の推進に当たっては、必要に応じて横断的な協議を行うなどの取組を行っていきます。

第2節 関係機関との連携体制

これからの学校教育には地域社会との支え合いが不可欠です。

子どもたちが心豊かでたくましく成長していくためには、学校運営連絡協議会や、PTA、民生委員・児童委員や地域の方々との連携がより必要となります。

関係機関との連絡調整や協議を行うための場を必要に応じて設けるなど、関係機関との連携体制を整備していくことをめざします。

第3節 市民参加による教育の推進

この計画に掲げた目標の実現を図るためには、市民の理解と協力が必要です。 そのためには、様々な広報媒体を使って、計画の理念を深め、施策の周知を 図ることはもとより、教育全般に関わる幅広い情報の公開を進めます。

さらに、公聴活動のより一層の充実を図り、教育に対する市民の意見や要望 を把握し、施策への反映を図る中で、市民参加の教育を推進します。

また、子どもや学校教育に関心のある人々が、学校支援ボランティアなどに 自主的、積極的に参加し活躍できるような環境整備をさらに充実してまいりま す。